⑲　４(1)「チェーンコンベア巻上装置」の「巻上用チェーン」の「軸直径測定」及び「リンク孔直径測定」の「設置時直径」には、設計図書等により確認した新設時の直径を記入してください。「現在直径」には、検査で測定した直径を記入してください。また、右欄に現在直径の設置時直径に対する割合を記入してください。

⑳　４(1)「チェーンコンベア巻上装置」の「巻上用チェーン」の「リンク板厚さ測定」の「設置時厚さ」には、設計図書等により確認した新設時の厚さを記入してください。「現在厚さ」には、検査で測定した厚さを記入してください。また、右欄に現在厚さの設置時厚さに対する割合を記入してください。

㉑　４(1)「チェーンコンベア巻上装置」の「巻上用チェーン」の「伸び率測定」には、測定したリンクの数を記入してください。「設置時長さ」には、設計図書等により確認した新設時の長さ、「現在長さ」には、検査で測定した長さを記入してください。また、右欄に現在長さの設置時長さに対する割合を記入してください。なお、最も伸びが進行しているリンクについて記入してください。

㉒　４(1)「チェーンコンベア巻上装置」の「スプロケット」の「設置時幅」には、設計図書等により確認した新設時のスプロケットの歯の幅を記入してください。「現在幅」には、検査で測定した幅を記入してください。また、右欄に現在幅の設置時幅に対する割合を記入してください。

㉓　４(3)「ワイヤロープ巻上装置」の「主索」、６(2)「客席部取付装置」の「ワイヤロープ」及び７(4)「ガイドロープ」の「径」には、最も摩耗した主索、ワイヤロープ及びガイドロープ（以下「主索等」という。）の番号を記入するとともに、最も摩耗が進んだ部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に最も摩耗が進んだ部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。

㉔　４(3)「ワイヤロープ巻上装置」の「主索」、６(2)「客席部取付装置」の「ワイヤロープ」及び７(4)「ガイドロープ」の「素線切れ」には、最も摩損した主索等の番号を記入するとともに、該当する遊技施設素線切れ判定基準及び素線切れが生じた部分の断面積の割合を記入し、該当しないものを取消線で抹消してください。「１よりピッチ内の素線切れ数」には、最も素線切れが多い１ピッチ内の素線切れ数を記入してください。「１構成より１ピッチ内の最大の素線切れ数」には、１ピッチ内で最も素線切れが多い１構成よりの素線切れ数を記入してください。

㉕　４(3)「ワイヤロープ巻上装置」の「主索」、６(2)「客席部取付装置」の「ワイヤロープ」及び７(4)「ガイドロープ」の「主索等本数」には、主索等の本数を記入してください。また、「要重点点検の主索等の番号」及び「要是正の主索等の番号」には、それぞれ該当する全ての主索等の番号を記入してください。

㉖　５(5)「制動装置」の「ブレーキ」には、ブレーキライニング、制動板（以下「ブレーキライニング等」という。）のうち該当しないものを取消線で抹消してください。製造者が指定しているものにあっては、「イ.」を○で囲んだ上で、要重点点検及び要是正となる残存厚みの基準値を記入し、製造者が指定していないものにあっては、「ロ.」を○で囲んだ上で、新設時の設置時厚みを記入してください。右欄に検査で測定したブレーキライニング等の残存厚みを記入してください。

㉗　６(2)「客席部取付装置」の「丸鋼、リンクチェーン等」の「径」には、最も摩耗した丸鋼、リンクチェーン等の番号を記入するとともに、丸鋼、リンクチェーン等の最も摩耗が進んだ部分の直径と摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に最も摩耗が進んだ部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する比率を記入してください。

㉘　６(2)「客席部取付装置」の「丸鋼、リンクチェーン等」の「丸鋼、リンクチェーン等本数」には、丸鋼、リンクチェーン等の本数を、記入してください。また、「要重点点検の丸鋼、リンクチェーン等の番号」、「要是正の丸鋼、リンクチェーン等の番号」には、それぞれ該当する全ての番号を記入してください。

㉙　６(3)「走行台車」及び６(4)「車輪装置」の「探傷試験」の「種類」には、超音波、磁粉、浸透液のうち該当しないものを取消線で抹消し、「実施年月日」には、試験を実施した年月日を記入してください。なお、試験に日数を要した場合は、最終日を記入してください。また、探傷試験結果の概要が分かる資料を添付してください。

㉚　６(3)「走行台車」の「台車先端軸」及び「台車中心軸」、６(4)「車輪装置」の「主車輪軸」、「側車輪軸」及び「受輪軸」並びに６(6)「車両連結器」の「基準値」には、製造者設計基準値がある場合はその数値を、製造者設計基準値がない場合は、ころがり軸受で軸が回転するときは○・○三ミリメートル、ころがり軸受で軸が回転しないときは○・二ミリメートル、すべり軸受のときは軸の直径の二百分の一の値を記入し、「現在値」には、軸と軸受のすき間を測定した値を記入してください。なお、台車先端軸、台車中心軸、主車輪軸、側車輪軸及び受輪軸が複数ある場合は、最も摩耗の進行しているものについて記入してください。

㉛　９(1)「受電盤、制御盤及び操作盤」の「絶縁」及び「接地」には、各回路の電圧区分に該当しないものを取消線で抹消した上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。

㉜　９(3)「配電線及び配管」の「接地」の「基準抵抗値」には、基準抵抗値を記入してください。また、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。

㉝　９(4)「避雷設備」の「接地」の「基準抵抗値」には、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。

㉞　９(6)「給電線及び集電装置」の「基準値」には、製造者設計基準値がある場合はその値を記入してください。製造者設計基準値がない場合は、給電線は設置時の30％の値を、集電器は設置時の厚みの50％の値を記入してください。また、「現在値」には、検査で測定した厚さを記入してください。

㉟　11「上記以外の検査項目」には、第１第１項ただし書により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第１第２項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第１第２項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑦から⑪に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、削除して構いません。

㊱　「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（　）書きで記入してください。

㊲　要是正又は要重点点検とされた検査事項(既存不適格の場合を除く。)における別表（に）欄に掲げる判定基準に該当する部分の写真を別添様式に従い添付してください。